

『ビジネスモデル特許』

松下 和輝

日時： 2001 年 12 月 22 日

場所： 立教大学

内容要約	2
第 1 章 ビジネスモデル特許とは何か	2
1 発明論争	2
2 ビジネスモデル特許とは何か	3
3 ビジネスモデル特許の種類	3
第 2 章 米国ビジネスモデル特許の実態	4
1 テクノロジーが世界経済を動かす	4
2 深く静かに潜行したビジネスモデル特許	4
3 戦国時代の幕開け	4
4 国際的ビジネスモデル特許侵害が日本企業に襲いかかる	5
第 3 章 プロ・パテント時代とビジネスモデル特許	5
1 ビジネスモデル特許は一過性の現象か	5
2 プロ・パテント政策とビジネスモデル特許	5
3 ビジネスモデル特許の将来	6
第 4 章 日本企業への影響と対策	6
1 曲がり角の世界経済— 21 世紀は知の時代	6
2 ビジネスモデル特許が経済を活性化する	7
3 日本企業への影響	7
4 日本企業がビジネスモデル特許を活用するために	7
第 5 章 ビジネスモデル特許で儲けるための戦略	7
1 ビジネス方法の開発	7
2 効果的な特許作戦—パテント・ポートフォリオ戦略	7
3 特許収入を最大化するためのシナリオ	7
4 訴訟戦略	7
エピローグ	8
問題点	8
論点 1	8
論点 2	8
参考資料	8
参考資料 1 [特許無効により特定の企業分野が解放された]	8
参考資料 2 [発明が盛んになった証拠としての特許数]	8

内容要約

第1章 ビジネスモデル特許とは何か

1 発明論争

<方法>

記録に残る最も古い発明論争は18世紀イギリスのもの。ワットの蒸気機関¹⁾の発明は大きな争点となった。ワットの発明の実体は蒸気を用いた機関の燃焼効率を改善するための「方法」であった。しかし当時の特許実務における発明は販売可能な新製品のことであったので、物理的実体を伴わない「方法」そのものが特許の対象になるかどうか争点となった。

<微生物>

1980年「チャクラバーティ事件」では、タンカー事故で流出した原油の処理ために開発された新種のバクテリアに対する特許が争点となった。それまでは生物は特許の対象にならなかったのだが、これ以後バイオ技術の開発競争が活発になった。

<コンピュータ・プログラム>

1981年「ディーア事件」では、コンピュータ・プログラムを含むゴムの処理方法は特許の対象になるかが焦点であった。特許法の本質に従えば、発明の内容が抽象的な原理そのものである場合には個人の独占対象とはならないが、発明が全体として物理的手段と不可分の関係にあれば対象となり得ることとなった。それによって「数学的計算方式を含む発明」が「抽象的概念の域を越えることができる」(12ページ)。

<ビジネスモデル特許>

1997年7月の「ステート・ストリート銀行事件」では投資管理方法に関するビジネスモデル特許が成り立つのが争点となった。「ハブ・アンド・スポーク」という方法の特許権利者であるシグネチュア社に対し、ステート・ストリート銀行が特許権無効無効を主張して確認訴訟を起こしたところ、連邦高裁で敗訴した。これは国際的な波紋を広げた。

○ 1999年10月～12月

アマゾン・ドット・コム社 VS. バーンズ・アンド・ノーブル社

○ 1996年～1999年10月

ATT社 VS. エクセル・コミュニケーション社

○ 1999年10月～

プライス・ライン社 VS. エクスペディア社&マイクロ・ソフト社

○ 特許管理会社 SBH社 (ハリントン氏) VS. ヤフー社

1) マルクスもワットの蒸気機関を次のように評価している。

「ウォットの第二のいわゆる複動蒸気機関の出現によって初めて次のような原動機が見いだされた。それは、石炭と水を食って自分で自分の動力を生みだし、その力がまったく人間の制御に服し、可動的であるとともに移動の手段でもあり、都市的であって水車のように田舎的でなく、水車のように生産を田舎に分散させないで都市に集中することを可能にし、その技術的応用という点で普遍的であり、その所在地に関しては局地的な事情に制約されることの比較的少ない原動機だったのである。ウォットの偉大な天才は、1784年4月に彼がとった特許の説明書に示されているが、そこでは彼の蒸気機関が、特別な目的のための発明としてではなく、大工業の一般的な動因として説明されている。彼がそこで暗示している応用のうちのいくつかは、たとえば蒸気ハンマーのように、半世紀以上もたってからはじめて実現された」(『資本論』第1巻第13章第1節、S.398)

2 ビジネスモデル特許とは何か

<ビジネスモデル特許の定義>

「ビジネスモデル特許は、主としてコンピュータを活用してビジネスを行う方法、あるいはその方法を実施するためのシステムを発明の対象として保護する特許である」(17ページ)

「電子商取引に関する新しい方法」「システムに関する特許」(同ページ)

<ビジネスモデル特許の類別>

ビジネス・モデル、ビジネス・メソッド、ビジネス・システム、ビジネス・プラクティス
→米国においてはビジネス・メソッドが一般的

<ビジネスモデル特許の起源>

1908年「ホテル・セキュリティ事件」

ホテル・セキュリティ社の帳簿管理方法(二枚つづり伝票)に関する特許が無効になり、「ビジネス方法除外の原則」ができた。その理由は次の2点であった。

- ① 経理処理方法は科学技術の範疇に入らず、特許発明の対象にならない
- ② この方法はすでに社会に広く知られており、新規性に欠ける

しかし、1998年7月の「ステート・ストリート銀行事件」で連邦高裁は、実際には①は判決理由に挙げられていなかったことを明らかにした。

<ビジネス方法の特許要件>

連邦特許法第101条における特許対象は①方法、②機械、③生産品、④組成物、⑤改良の5点。判例法が特許を禁ずるのは自然現象、自然法則、抽象的概念の3つの例外のみ。特許を受けるためにはさらに次の3つの条件をクリアしなければならない。

- ① 新規性
- ② 非自明性
- ③ 適切な開示

<ビジネスモデル特許批判論>

○ アマゾン・ドット・コムが権利期間の短縮(20年→3~5年)を主張

この主張の主たる理由は特許の範囲が広すぎるというものであるが、それはビジネスモデル特許の存否の問題ではなく審査の質の問題であり(?)、ビジネスモデル特許の規制の理由にはならない(!?)。

3 ビジネスモデル特許の種類

<内容に基づく分類>

- ① ネット販売……アマゾン・ドット・コムのワンクリック方式。流通コスト削減
- ② バーチャル・モール方式……顧客からのアクセス回数の増加。販売機会の増大
- ③ オークション方式……E-bayのオークション。(「市場原理」徹底、一物一価の崩壊?)
- ④ 逆オークション方式……プライス・ライン社。(「市場原理」徹底、一物一価の崩壊?)
- ⑤ 投資システム……シグネチュア社。90年代後半の米株高を支える要素になった
- ⑥ 電子マネー……シティ・バンク。決済手段のコンピュータ化
- ⑦ 注文生産方式……デル。(将来的に「市場原理」の止揚を包含)
- ⑧ デリバティブ……コロンビア大学。

<取引主体に基づく種類>

- ① b to b……取引規模が巨大。流通コスト削減
- ② b to c……取引頻度最大。流通コスト削減
- ③ c to c……E-bayの個人間取引。(ナップスターやグヌーテラは商品売買ではない)

第2章 米国ビジネスモデル特許の実態

1 テクノロジーが世界経済を動かす

19世紀後半……エジソンの出現によって企業活動が発展し、生活様式激変

20世紀前半……フォードの大衆自動車・ライト兄弟の飛行機によって市民の行動範囲と流通の大変革がもたらされる

20世紀後半……半導体の出現、コンピュータの小型高性能化で文化が変化
これからはインターネットの時代。

2 深く静かに潜行したビジネスモデル特許

第1章第2節参照。80年代には年平均50件だったビジネスモデル特許は、90年代初頭までに500件発効された。それらの特許は社会の表面に出ることなく潜行していった。

3 戦国時代の幕開け

＜ステート・ストリート事件（ハブ・アンド・スポーク投資システム）＞

特許権者シグネチュア社は組織的投資機関として有名な企業である。中心のリーダー組織（ハブ機関）が大型投資戦略を担い、それを取り囲むように周辺に複数のファンド（スポーク機関）を配置するという画期的な投資システムを95年に考案した。このシステムは複数のファンドを取り込むことにより投資資金の大型化を可能にし、大型化された投資機関は株式市場への支配力を高めて行くことができる。近年の米国株高はこのシステム抜きには語れない。

シグネチュアとステート・ストリート銀行とのライセンス交渉はこのシステム評価の相違によって決裂したが、その核心点はビジネスモデル特許の有効性であった。

シグネチュア……長年に巨額の資金を投じたユニークなプログラムには相応のライセンス料が支払われるべき

ステート・ストリート……これは典型的なビジネスモデル特許であり、高額のライセンス料を払っても権利の有効性の保証はない。

連邦高裁は「発明が産業にとって有用であり、具体的であり、かつ有形的な効果を有するか否か」が重要であるとし、1997年7月、この方式にその重要性を認めたのである。

＜アマゾン・ドット・コム事件（ワン・クリック・オーダー）＞

ネット関連企業の成長著しかった1999年9月、アマゾン・ドット・コムがネットによる注文方式に関する基本特許を取得した。当時の状況では相当波紋を広げる出来事であった。

従来のネット販売では顧客はその都度自分のデータを入力しなければならず、クレジットカード番号をその度に開示するのは大きなリスクであった。特許のポイントは2点。

① 初回のデータを登録し、特定の識別記号を与える

② 2回目からはその識別記号の入力のみでOK

アマゾン方式では個人情報漏洩の危険が最小限になりかつ取引操作が簡略化される。これは従来のショッピング・カート方式と対比してワン・クリック方式と呼ばれ、瞬く間に全米に普及した。特許が認められた9月はクリスマス商戦に向けての準備でこの方式が多くネット販売に用いられ始めた時期であり、その衝撃は相当なものであった。アマゾンが早速10月にはライバル企業のバーンズ・アンド・ノーブルに特許権侵害訴訟を起こしている。これは異常なスピードで進展し、12月1日には仮処分決定が出ている。順調にいけばアマゾンは類似の競合企業に次々訴訟を起こすことが想定される。インターネットに国境はないので、日本企業も気をつけなければならない。

＜プライス・ライン事件（逆オークション）＞

通常取引では売り手が価格を提示し買い手が応じる形で取引が成されるが、インターネットを活用した場合には「買い手主導」の取引形態が簡単に可能となる。プライス・ラインは逆オークション特許を根拠にマイクロ・ソフトとエクスペディアを提訴した。

- コンラッド対トヨタ他事件（遠隔地サービス・アクセス・システム）
- 広告サービス方法、郵便切手自動処理方法、ソフトウェアアップデート方法、他

4 国際的ビジネスモデル特許侵害が日本企業に襲いかかる

1999年4月現在米国ビジネスモデル特許総数4037件、日本307件。98年までは沈黙が続いていたが、ステート・ストリート事件以降、訴訟が活発に行われるようになると思われる。ユーザーが業者と直接コンピュータにより取引を行うように設定されたプログラムに関しては、サーバーが外国であっても、米国内でのアクセスが可能であり直接取引が可能な場合には侵害が成立するのであり、米国内で訴訟を起こされる可能性が高い。サイトの内容が米国内でのアクセスを意図しない日本語の場合であっても、米国からの取引が増大する場合には侵害が成立することもある。日本企業は体制を整えるべきである。

第3章 プロ・パテント時代とビジネスモデル特許

1 ビジネスモデル特許は一過性の現象か

米国経済においては潜行していたビジネス方法の特許化の顕在化の準備が着々と進行していた。

- ① 一部実務家のビジネスモデル特許評価
- ② 米国特許庁が審査基準を改めビジネスモデル特許を容認する政策に転換していた
- ③ インターネットを中心とするコンピュータ・ソフトの多様化により発明環境が整いはじめた

現在はビジネス方法の特許すべきかどうかという論点ではなく、その範囲と条件に論議の焦点が移行した。このようなビジネスモデル特許は、世界経済の歴史の中で必然的に生まれた現象であり、長期化することは避けられない。従来の米国パテント政策は半世紀ごとにアンチ・パテントとプロ・パテントが入れ替わってきたのであり、1980年代からのプロ・パテント時代は2030年まで及ぶだろう。

2 プロ・パテント政策とビジネスモデル特許

<特許制度とヨーロッパ>

特許制度が世界で最初に始まったのは15世紀のヴェネチアである。例えばレオナルド・ダ・ヴィンチに注目すると、彼の発明には戦力向上の目的があるという点で共通点がある。彼は発明を完成させるたびに褒賞を得ていたのであり、ここに無形の知的創作を経済的に評価するという特許制度の原点を見ることができる。

「画期的と見られた特許制度は、実は、スフォルザ家とダ・ヴィンチの関係における直接的金銭評価を一步発展させ、独占権と置き換え、制度化しただけのことである」（70ページ）

特許制度はルネッサンスを引き起こした。ルネッサンスのきっかけが宗教改革であることは疑問の余地はないが、ルネッサンスによるイタリア文化を世界の中心に引き上げるうえで、特許制度は無視できない。特に、工芸・技術に関しては宗教改革のかかわりは希薄で、特許制度が直接の貢献を果たしたことは明白である。

ついで特許制度は産業革命を引き起こした。ルネッサンス文化が一番大きな花を咲かせたのがイギリスで、その理由は17世紀に特許制度を整えたことである。当時のイギリスは他の大陸諸国に比べて産業面で遅れていたが、議会在1624年にそれまでの形骸化した特許制度に代わる新たな専売条例を制定し、近代の特許制度が確立された。そこでは内外人平等の原則が強調され、当時の先進国すべての先端技術がイギリスに流入し、様々な発明が産業を活気づけて産業革命が起こったのである。

<特許制度とアメリカ>

アメリカでは1787年の憲法で特許活用による産業促進が明記されていた。それは英国専売条例をモデルにしたが、先願主義ではなく先発明者主義を採用するという点で異なっていたが、いずれはアメリカも先願主義への移行は避けられない。

リンカーン大統領のもとで北部を中心とする工業化が進められたが、その政策のポイントが特許権の強化であった。プロ・パテント政策のおかげで米国は史上稀な大発展を遂げた（第一次ブームが1870-1880、第二次が1900-1910）。世界恐慌をきっかけに1930年、プロ・パテント時代は終わり、アンチ・パテント時代に入る。それは恐慌の最大の原因が大企業による市場寡占化であるという原因分析により独占禁止法が強化されたからである。特許法は本質的に企業の寡占・独占を許しがちなものであり、恐慌を脱するには特許法を抑制しなければならなかった。1950年代からは反トラスト法がさらに厳格になり、70年代以降には独占行為がなくても寡占的市場支配を排除できるようになった（ex,ゼロックスのコピー機）。

一方で60年代後半からアメリカでは矛盾が噴出し産業空洞化現象が起きたが、アンチ・パテント時代が長すぎたことが致命的な原因であった。プロ・パテントとアンチ・パテントをめぐる特許政策の変化こそが経済を直接左右するのであり、それがバランスを失うと企業の寡占化による恐慌を引き起こしたり研究開発意欲を削いで生産活動が停滞したりするのである。

アメリカは産業空洞化克服のため、新たなバランスを求めてプロ・パテント政策に転換した¹⁾。レーガン大統領のもとで独禁法緩和政策が採られ、「ヤング・レポート」で知的所有権の保護強化策がアメリカ復活策の目玉として注目された。その後、82年にCAFA（特許に関する専門の高等裁判所）設置され、特許庁によるコンピュータおよびバイオ技術に関する特許性基準が明確にされ、議会による偽者管理法が施行された。84年には半導体チップの登録制度が設けられ、88年には貿易包括法案のもと国際貿易委員会（ITC）権限強化と方法特許強化が行われた。その背後で大手半導体企業が莫大な特許収益をあげている。

<特許制度と日本>

日本では小型特許として独自に実用新案制度（1905～）が発達してきたが、現在では、知的財産権制度は特許中心型に移行した。

3 ビジネスモデル特許の将来

ビジネスモデル特許の登録件数は1999年の推定登録件数が1400件に達するのであり、広く社会的承認を得たものとなっている。ビジネスにおける自由競争は資本主義における最も基本的な理念であり、ビジネス方法に特許権を与えることは不当な制限である。しかし、ビジネスモデル特許の有効性は、アンチ・パテント政策により低迷した米国産業界が1980年以降のプロ・パテント政策により再生したという史的事実により証明されている。この論争の単純な答えは見つからないが、一つだけ明らかなのは、2030年まで続くと予想されるビジネスモデル特許の有効性が承認されたという世界経済の現実があるということである。

第4章 日本企業への影響と対策

1 曲がり角の世界経済—21世紀は知の時代

一万年前の農業革命、300年前の産業革命に続き、現在はIT革命という転換期である。現在脚光を浴びている産業はこれまでとは違い、「知」（インテリジェンス）という共通項を持つのであり、それが競争を支配する最大の要因である。日本と異なり米国は従来の高エネルギー・大量生産型低利

1) プロ・パテントが常に発明の活発化につながるかどうかは必ずしも明白なものではない。

「やはり一片の指摘にとどめるが、特許権の強化が新技術開発のインセンティブになるとの通説に対する、懐疑論の存在も気にかかる。企業のR&D管理職に対するアンケート調査に立脚したレヴィン（Richard C. Levin）の主張によれば、化学および薬品工業の革新においてこそ特許保護の役割は顕著だったものの、他の産業ではリード・タイム、ラーニング・カーブ、販売サービス努力等の製品保護に対する貢献が大きく、特許は二次的な重要性を有してきたにすぎない。」（坂井昭夫著『日米ハイテク摩擦と知的所有権』有斐閣、1994年12月、233ページ）

益産業から知を中核とする低エネルギー・多品種高付加価値産業へ転換し効果をあげたが、その最大の要因がプロ・パテント政策である。

2 ビジネスモデル特許が経済を活性化する

ビジネスモデル特許と経済活性化の因果関係は理論より実績で明らかになる。80-90年代初頭にかけて日本の特許出願本数は米国を圧倒していたのに対し、米国では85年以降急上昇し99年には24万件超となった。これは両国経済の盛衰の因果関係を鮮やかに示している。また、米国のコンピュータ・ソフトを用いたビジネス方法に関する年別出願件数は、90年代半ばより急増し、1999年には推定2800に達する。その急増の理由は①膨大な経済効果、②出願企業範囲の拡大、③国際性であった。

3 日本企業への影響

「米国経済の成長を支えたのは、新しいテクノロジー、そしてその中核にあつて、企業活動の死活を左右したのがビジネス方法である。そのビジネス方法が今、特許の対象とされる時代に突入したのである」(110-111ページ)

日本の特許庁は出遅れ回復のための内部ガイド・ラインを改めたが、ビジネスモデル特許に相当する分類は見られない。また、出願総件数は少ないばかりでなく関心すらない現状である。

4 日本企業がビジネスモデル特許を活用するために

激動する米国ビジネスモデル特許の変化のポイントは二つある。①特許の対象となる発明範囲の拡大、②進歩性より有用性の重視である。日本では進歩性が強調されがちだが、米国の特許実務では進歩性の概念は無く、代わりに非自明性がある。重要なのは産業にとって有用であるか否かである。

第5章 ビジネスモデル特許で儲けるための戦略

1 ビジネス方法の開発

ビジネスモデル特許を語る時、注目されるのプライス・ライン社を率いるジェイ・ウォーカーである。彼の発明に関する方法論には複数のプロジェクトを同時進行させ効率的に運営する(1)エジソン方式のブレイン・ストーミングと(2)顧客優先の発明開発という、2つのアプローチがあった。

2 効果的な特許作戦—パテント・ポートフォリオ戦略

ウォーカー・アセット社(ジェイ・ウォーカーの特許管理会)は、同一分野の発明に関して複数の特許を取得するというパテント・ポートフォリオ戦略をとっている。単独の特許は他社の攻撃を招きやすいためである。この戦略は技術の市場における重要度に応じて特許出願を差別化し、最小予算で最大収入を上げるためのプログラムである。

3 特許収入を最大化するためのシナリオ

ジェイ・ウォーカーの成功はすべて計画的に進行した点で注目値する。彼の成功は伝統的な特許実務に拘束されず特許と他のビジネスを自由に融合させたところにあった。

4 訴訟戦略

1999年10月13日、プライス・ラインはマイクロ・ソフトとその子会社エクスペディアを提訴した。通常、特許訴訟戦略は①弱小企業を相手に勝ってから強敵と対決する、②最初から強敵と対決するという2通りだが、ここでは早期決着のため後者が選択された。ジェイ・ウォーカーとビル・ゲイツは好敵手である。

エピローグ

ビジネスモデル特許で米国に対抗するには、いい技術者を早めに囲い込んでおけば勝てるかもしれない。

問題点

論点1

この著作では特許一般とビジネスモデル特許とが混同され、またさらに特許という法制度の展開と経済発展と技術発展が混同されるなど、最低限区別が必要な諸カテゴリーが常に混沌とした表象のなかに混在したまま論じられているのが特徴である。ここでとりわけ問題としたいのは経済発展と技術発展との混同である。従来からあるマル経の技術論からは、経済の発展法則と「技術の内的発展法則」の混同という観点から反論がなされるであろうが、この「技術の内的発展法則」なるものは信頼に値する論理たるのだろうか。

論点2

何故にビジネスモデル特許なるものがもてはやされるようになったかという今日の問題についていえば、それはアメリカの経済覇権をめぐる世界戦略上の問題である。しかし、その背後にある技術革新の問題がその戦略を可能とした側面を見落とすことはできない。いわゆる「IT革命」をどのように評価するのかというのは残された課題である。

参考資料

参考資料1 [特許無効により特定の企業分野が解放された]

「[……]そこで1775年アークライトは、他人のアイデアを総合し、さらにそれにクランクとコウムの装置 (crank and comb) を付加して、シリンダー式梳綿の特許を得た。これはローラー式紡績と同じように超人間的動力を必要とし、その結果、通常この2つの工程は工場の中に隣り合って営まれることになった。[……]ところで、おそらく、アークライトの設計図の述語が漠然としていたことに妨げられたのであろうが、ミュールについては何の特許もとられなかった。そこで1785年、アークライトの特許が遂に二つとも無効になると、この企業分野はあらゆる人々に開放されることになった」(T.S.アシュトン『産業革命』岩波文庫、1973年7月、86-87ページ)

参考資料2 [発明が盛んになった証拠としての特許数]

「発明が盛んになったことは、特許局の目録によく現れている。1760年代以前においては、毎年許可される特許の数が12を超えることはまれであったが、1766年には突然31に、また1769年には36に増加している。それから数年間の平均は、この数字に及ばなかったが、1783年には突然64に飛躍している[……]」(T.S.アシュトン『産業革命』岩波文庫、1973年7月、104ページ)

なお、アシュトンは発明が活性化されるときは利子率が低く利潤への期待が高まるときであったと指摘している。